

中国及び世界の主要国における Anti-Suit Injunction（訴訟差止命令、禁訴令）の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

「Anti-Suit Injunction」(ASI)とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという差止命令をいう（日本語では「訴訟差止命令」、中国語では「禁訴令」と呼ばれる）。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、さらに他国の裁判所でそれを差し止めるために、「Anti-Anti-Suit Injunction」(AASI)を求めることがある。

周知のとおり、2022年2月、中国の禁訴令についてEUがWTO紛争解決手続の二国間協議を要請した。また、2022年12月、EUは、WTOに紛争処理小委員会（パネル）の設置を要請した。これに対し、中国政府の責任者は、EUによるパネル設置要請に対し、「遺憾」の意を表している。

日本や欧米における知財実務家等の議論においては、しばしば、中国の禁訴令だけが批判の対象とされる。他方、欧米の主要国のASIが批判の対象とされることは少ない。とくに日本では、欧米の主要国のASIがどのようなものであるかについての日本語による情報が少ないため、ほとんどの日本の知財実務家等は、欧米の主要国のASIについての知識をあまり有していないというのが実状である。

では、中国の禁訴令は、欧米の主要国のASIと比べて、それほど特異なものなのだろうか？あるいは、ほとんど同じような制度なのだろうか？

本稿では、中国及び世界の主要国におけるASIの概要を紹介することにより、上記の問題についての情報を提供することとしたい。

なお、本稿で紹介する国・地域は、英国²、米国、インド、シンガポール、フランス、ドイツ、欧州連合（EU）、中国である。

II 英米法系諸国

現在、英米法系諸国では、裁判所がASIを発令することは普遍的となっている。

但し、同じ英米法系諸国でも、ASIの適用条件や判断基準には違いがある。例えば、英国と米国を比べても、禁訴令の適用条件に違いがあり、さらに米国国内の各地域の連邦裁判所が適用する判断基準にも違いがあることに留意されたい。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿にいう「英国」とは、主にイングランド及びウェールズを指す。

1 英国

ASIは、イングランドにおいて、コモンロー裁判所と大法官裁判所（後のエクイティ裁判所）が並存し、互いに対立していた時代に、大法官裁判所により生み出されてきたものである³。ASIは、英国において国内並行訴訟を早期に解決するための方法・手段であり、当事者が他の国内裁判所で提訴することを禁止する命令であった。

初期のイングランドの裁判所は、コモンロー裁判所と大法官裁判所の2種類で構成されていた。大法官裁判所の設立は14世紀のエドワード2世時代にまで遡り、コモンロー裁判所における硬直性、裁判官の保守性、形式主義に満ちた訴訟手続、適切な職務の遂行を妨げる司法不服従等の問題を解決するために、コモンロー裁判所に加えて創設されたのが大法官裁判所の始まりである。したがって、訴訟競合の問題について、同一又は関連する訴訟がコモンロー裁判所と大法官裁判所の両方で提起された場合、原告がコモンロー裁判所に内在する手続上の欠陥を利用して被告に不利益を与える場合、大法官裁判所は、原告に対して、被告を訴えることを防止するためにASIを発令することができるものとされた。また、大法官裁判所は、コモンロー裁判所で既に下された判決の執行に対する差止命令を下すこともできる。コモンロー裁判所と大法官裁判所が並存し、互いに対立していた時代には、ASIの発令は、大法官裁判所の裁量であり、特権であった。ASIはコモンロー裁判所に対して発令されるのではなく、コモンロー裁判所での訴訟の原告に対して発令されるのであり、原告がASIに従わない場合、法廷侮辱罪により処罰される可能性があるものとされた⁴。

歴史上、英国の裁判所が外国での提訴を禁じた最初の事件については、さまざまな議論があるが、1665年の「Lowe v. Baker 事件」であるとする見解がある。これは、英国とイタリアの間の訴訟紛争であった⁵。また、現在の英国法におけるASIの源は、1821年の「Bushby v. Munday 事件」（1821 WL 2134）であるとする見解もある。この事件で、イングランドの裁判所は、当事者のスコットランドでの提訴を禁止した⁶。

英国におけるASIの根本にある重要な要素は自然的正義であるところ、「不合理で、抑圧的で、良心的でない行為」を網羅的に列挙することはできず、個々の事件の事実関係に基づいて判断されるとされていた⁷。

現代の英国の裁判所は、ASIを発令する必要があるかどうかについての要件を、以下のようにもとめている。即ち、①実質的な正義を達成するためであること、②外国の裁判所での訴訟が無理な訴訟又は圧迫的な訴訟であること、③外国の裁判所での訴訟が英国の裁判所の手続に対する違法な干渉を構成すること、④英国の裁判所には属人的な管轄権があるこ

³ 現在は、コモンロー裁判所とエクイティ裁判所は統一されている。但し、コモンローとエクイティは、現在でも、別々の法体系として存在し続けている。

⁴ 宋建立著「中国の標準必須特許訴訟における禁訴令制度の構築」（中国語原文は「我国标准必要专利诉讼中禁诉令制度的构建」）

https://www.sohu.com/a/642242421_221481

⁵ Chukwudi Paschal Ojiegbe, From West Tankers to Gazprom: Anti-suit Injunctions, Arbitral Anti-suit Orders and the Brussels I Recast, 11(2)Journal of Private International Law, 271(2015). 李宗輝著「標準必須特許の国際訴訟における禁訴令の適用基準の研究」（中国語原文は「标准必要专利跨国诉讼中禁诉令的适用标准研究」）（法商研究, 2022, 39(04):187-200）も同旨。

⁶ 張衛平著「我が国の禁訴令の構築と実施」（中国語原文は「我国禁诉令的建构与实施」）（中国法律评论, 2022 (02):173-185）。

⁷ Wei Yao, Kenny CHNG, Breach of Agreement versus Vexatious, Oppressive and Unconscionable Conduct: Clarifying Their Relationship in the Law of Anti-suit Injunctions, 27Singapore Academy of Law Journal, 342-344(2015).

と、⑤ASI が効果的な救済策であること、⑥英国の裁判所が当該事件につき十分な利害関係を有していることである⁸。英国の 1981 年「高等裁判所法」(Senior Courts Act 1981)⁹の 37 条 1 項¹⁰は、裁判所が正当かつ好都合である場合に ASI を発令する一般的な権限を有することを規定している。

英国の裁判所は、外国訴訟との関係について、一定の例外的な状況においてのみ、ASI の適用を検討する。例えば、英国の裁判所が紛争解決のための公平な場 (natural forum) である場合や、外国訴訟が一方当事者に苦痛や圧迫を与える場合にのみ、ASI が検討される。英国の裁判所は、外国訴訟が圧迫や苦痛を与えるかどうかを判断する際、原告と被告の利益のバランスをとる必要があると考える。そのバランスの判断の結果次第で、英国の裁判所は ASI を発令するか拒否するかを決定する¹¹。

現行法上、被申立人が ASI に違反した場合、法廷侮辱罪として英国で訴えられる可能性がある。即ち、当該違反者が現在英国にいるか又は将来英国に戻る場合、又は英国に財産を有している場合、懲役・罰金等の制裁を受ける可能性がある。英国の 1981 年の「法廷侮辱法」(Contempt of Court Act 1981)¹²の 14 条¹³によると、イングランド及びウェールズの第一審裁判所は、1 か月以下の拘禁刑及び 2,500 ポンド以下の罰金を科す権限を有し、また、高等裁判所は、より長い拘禁刑と高い罰金刑を科す権限を有する。

英国における標準必須特許紛争で ASI が発令された事件としては、2018 年の「Conversant 対 Huawei 事件」¹⁴がある¹⁵。

また、2020 年の「Unwired Planet v. Huawei 事件」の英国最高裁判決¹⁶は、英国の裁判所がグローバルの範囲での標準必須特許ライセンスの FRAND 条件について判断することができることを認めた¹⁷。同判決は、Huawei の主張 (Huawei の中国特許については中国の法院が管轄すべきである等) を退けたが、このことが後になって、中国の法院が、グローバルの範囲での標準必須特許ライセンスの FRAND 条件について判断することができるとの判断を下したり、禁訴令を積極的に発令したりするようになる契機となったといわれている。

英国における標準必須特許に関する AASI の裁定例としては、「IPCom v. Lenovo 事件」

⁸ Ardavan Arzandeh. The English Forum (Non) Convenience: Past, present, and future[M].London: Oxford Hart Publishing, 2019. p.39-42.

⁹ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/54/section/37>

¹⁰ “The High Court may by order (whether interlocutory or final) grant an injunction or appoint a receiver in all cases in which it appears to the court to be just and convenient to do so.”

¹¹ 宋・前掲書。

¹² <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/49>

¹³ “In any case where an inferior court has power to fine a person for contempt of court and (apart from this provision) no limit applies to the amount of the fine, the fine shall not on any occasion exceed £2,500.”

¹⁴ Conversant Wireless Licensing SARL (a company incorporated under the laws of Luxembourg)v.Huawei Technologies Co.Ltd(a company incorporated under the laws of the People's Republic of China)and other companies, [2018]EWHC808 (Pat).

¹⁵ <https://www.bristows.com/app/uploads/2020/02/2018-EWHC-808-Pat-Conversant-Wireless-v-Huawei-ZTE.pdf>

¹⁶ Unwired Planet v. Huawei, UK Sup Ct., 8/26/2020.

¹⁷ <https://caselaw.4ipcouncil.com/jp/english-court-decisions/unwired-planet-v-huawei-conversant-v-huawei-and-zte-uk-supre>

のロンドン特許裁判所判決がある¹⁸。IPCom と Lenovo は、IPCom が権利を有する標準必須特許を使用するライセンス料率等の問題について合意に達しなかった。そこで、Lenovo は、標準必須特許のライセンス料率を確定するためにカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に IPCom を提訴するとともに、ASI を申請した。それに対して、IPCom も、Lenovo がその特許権を侵害しているという理由でロンドン特許裁判所に提訴した。新たな訴訟を提起することを阻止するため、IPCom はその後、ロンドン特許裁判所に、Lenovo の提訴行為を制限するよう AASI を申請した。その結果、ロンドン特許裁判所は AASI を発令した。理由は以下のとおりである。①国際礼譲の原則について検討すると、AASI の発令は、米国の裁判所にほとんど影響を及ぼさず、米国の裁判所の権限を侵害しない。まず、係争内容の観点からいえば、両裁判所の係争内容には大きな違いがあり、米国の裁判所の係争内容は標準必須特許の特許ライセンス料であるが、英国での訴訟理由は特許侵害である。また、ASI の有効性の観点からいえば、英国の裁判所が発令した AASI の効力は、英国の部分にのみ及ぶだけであり、米国における判決の効力とは関係がない。②英国の裁判所は、主に、所在地等の客観的かつ実質的な管轄権の連結点を考慮し、係属中の特許の有効性と侵害について最も適切な裁判所はどこかという点を検討することにより、管轄権の合理性を決定する。ヨーロッパにおける特許権侵害訴訟が英国の裁判所によって判断されることは適切であり、英国の裁判所は当然、管轄裁判所であると認定されるべきである。③英国の裁判所は、権利保護と自由の観点から公平性と正義を評価するところ、Lenovo が提起した反訴は、実際には IPCom が米国国外で特許権を主張する権利を奪うものである。米国の裁判所の ASI の効力と範囲は合理的な制限を超え、明らかに双方の権利に不公平が生じる。④英国の裁判所は、AASI の発令により、当事者の訴訟行為を英国法の規制の対象とし、英国の裁判所による国の司法主権の保護を反映している。

2 米国

米国では、ASI の発令は、一方当事者が他国の裁判所で民事訴訟を提起したり継続したりすることを禁じる連邦裁判所の権限である。米国では、1890 年代に「Anti-Injunction Act」が公布されて以来、国際並行訴訟や連邦及び地方裁判所間における管轄権紛争の解決を目的として、ASI の発令が徐々に増加するようになった。

米国の司法実務を検証すると、米国連邦裁判所における ASI の許可基準には、さまざまなアプローチがあることがわかる。

第 2、第 3、第 6、ワシントン D.C. の各巡回区連邦控訴裁判所は、ASI の発令を検討する際に、国際礼譲原則とのバランスを重視し、当該原則を重要視するため、「保守主義」モデルとして知られている。例えば、米国ワシントン DC の連邦控訴裁判所は、「Laker Airways 事件」を受けて、ASI を発令するか否かを決定する際の基本的な基準として、国際礼譲原則を重視するようになった。米国ワシントン DC の連邦控訴裁判所は、ASI は外国裁判所の管轄権を制限するものであり、国際礼譲原則を無視するものであるとしたのである。もし米国の裁判所と外国の裁判所の両方が ASI を発令した場合、当事者は宙ぶらりんな状態になり、ASI のゲームは司法手続を麻痺させることになる。さらに、ASI を発令するという事は、米国の裁判所が外国の司法手続を信用せず、外国の司法制度を紛争解決に不利なものと考えていることを示すものである。国際礼譲原則への悪影響を避けるため、裁判所は ASI を最後の手段としてのみ認めるべきであるとしている¹⁹。

¹⁸ <https://www.bristows.com/app/uploads/2020/02/2019-EWHC-3030-Pat-IPCom-v-Lenevo.pdf>

¹⁹ 宋・前掲書。

他方、第1、第5、第7、第9の各巡回区連邦控訴裁判所のアプローチは「自由主義」モデルとして知られている。これらの裁判所は、特に、不必要な遅延、並行訴訟のもたらす不都合、同じ事実が異なる裁判所で審理された場合の一貫性のない判決の危険性を考慮する。このように、これらの裁判所は、ASIの発令を認めるかどうかを決定する際には、国際礼讓原則を他の要素と合わせて考慮すべきであるとする。他の要因とは、通常、外国訴訟の圧迫や苦痛、重要な国内公共政策の挫折、米国内裁判所の管轄権への影響、遅延、不便、追加費用、訴訟競合の発生等を指す²⁰。「E. & J. Gallo Winery 事件」で第9巡回区連邦控訴裁判所が採用した三段階の評価方法²¹に従い、不当な状況では、ASIの発令により、外国裁判所の訴訟においてなされた差止命令を制限することができるとする²²。三段階の評価方法は、表1のとおりである。

表1：三段階の評価方法

第1段階	国内外の訴訟当事者と争点が一致しているかどうか、及び米国における訴訟はASIにより規制される対象訴訟に対して重要な役割を果たしているかどうか。
第2段階	当事者が少なくとも以下のうち1つの「Unterweser 要件」を証明したかどうか。 ①他の訴訟が、最初に提訴された裁判所の地の政策の実施を妨げるかどうか。 ②他の訴訟が、訴訟の濫用又は圧迫的な訴訟に該当するかどうか。 ③他の訴訟が、最初に提訴された裁判所の物権及び準物権の管轄権を脅かしたかどうか。 ④他の訴訟によって他の合理的な対価が損なわれたかどうか。
第3段階	ASIの発令による国際礼讓原則に対する影響を容認できるかどうか。

米国では、裁判所のASIに従わない当事者は、法廷侮辱罪で罰せられる。米国において、法廷侮辱罪は、合衆国法典（United States Code, U.S.C.）第18編第401～403条²³に規定されている。即ち、米国の裁判所は、その裁量で、その権威に対する侮辱を罰金刑及び／又は拘禁刑によって罰する権限を有する。罰金は、合衆国又は原告若しくは侮辱によって損害を受けたその他の当事者に支払われ、複数の者が損害を受けた場合には、裁判所の指示により、それらの者に分割又は配分されることがある。合衆国に納付されるべき罰金は、被告人が自然人である場合には、1,000ドルを超えてはならず、また、禁固は6か月を超えることはないものとされている。

また、米国では、民事訴訟におけるASIに違反した当事者に対して、罰金を科した実例がある。即ち、2019年9月7日、「Jolen v. Kundan 事件」²⁴で、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、一方当事者であるKundanがASIに従わず、また、ASIを遵守するための合理的な努力を一切しなかったとして、法廷侮辱に該当すると認定した。そして、裁判所は、裁定から14日以内に、Kundanが関連するインドでのすべての訴訟手続を撤回することを命じ、もしASIに従わなかった場合には3,000ドルの罰金を科すものとし、さらにその後7日ごとに、ASIが完全に遵守されるまで2倍の罰金を科すものとした。

当事者が米国内に財産を所有している場合には、強制執行が可能である。さらに、ASIの代替救済手段として、損害賠償請求が認められる場合もある。米国の裁判所が、原告の損害

²⁰ 宋・前掲書。

²¹ E. & J. Gallo Winery v. Andina Licores S.A., 446 F.3d 984, 989 (9th Cir. 2006)

²² Microsoft Corp. v. Motorola, Inc., 696 F.3d 872, 881 (9th Cir. 2012)

²³ <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/18/part-I/chapter-21>

²⁴ <https://casetext.com/case/jolen-inc-v-kundan-rice-mills-ltd>

賠償請求を認める判決を下した場合、米国の裁判所の判決は、通常、他の国でも認められ執行される可能性が高いため、ASI に代わる救済策として損害賠償を認めることには価値がある。但し、米国の裁判所が下した懲罰的賠償の金額は過大である場合が多いため、外国においてそのまま執行することは困難であり、実際、ドイツ、スイス、日本等の国で執行が拒否されたことがある²⁵。

米国において、標準必須特許紛争で ASI が初めて発令された事件としては、2012 年の「Microsoft v. Motorola 事件」がある²⁶。この事件では、まず、マイクロソフトが、標準必須特許権者たるモトローラを被告として、FRAND 宣言違反を理由に米連邦地裁に提訴した。その後、モトローラは、マイクロソフトに対し、ドイツの裁判所に特許侵害差止を請求した。そこで、マイクロソフトは、モトローラによるドイツの裁判所への特許侵害差止請求を阻止するため、米連邦地裁に対し ASI を申し立てたところ、米連邦地裁はこれを認めた。その後、米国では、「TCL v. Ericsson 事件」（2015 年）、「Huawei v. Samsung 事件」（2018 年）、「Continental v. Avanci 事件」（2019 年）、「Ericsson v. Apple 事件」（2021 年）等においても、ASI 申立てが認容された。

比較的最近の標準必須特許紛争事件としては、「Samsun v. Ericsson 事件」がある²⁷。この事件において、エリクソンは、中国の武漢市中級人民法院による禁訴令（ASI）がテキサス州東部地区連邦地方裁判所における訴訟の趣旨とはかけ離れていることを理由として、テキサス州東部地区連邦地方裁判所に対し、ASI を申請した。2021 年 1 月 11 日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所は、両当事者の口頭弁論と陳述を審理した後、エリクソンの ASI 申請を認め、サムスンとその関連会社がエリクソンとその関連会社をテキサス州東部地区以外の国・地域の裁判所で訴訟を継続することを禁止する決定を下した。テキサス州東部地区連邦地方裁判所による判断の理由は、以下のとおりである。①当裁判所に管轄権があるとすることは合理的である。米国での訴訟は、武漢での訴訟の趣旨とは異なる。②当事者の訴訟権と公平性を保障する必要がある。武漢市中級人民法院が発令した禁訴令（ASI）が効力をもつとすると、エリクソンは米国法の下で訴訟を提起する権利が不当に剥奪され、エリクソンは適正手続の権利を行使できなくなる。③当裁判所が ASI を発令するのは、手続が干渉なく行われることを保証するためであり、中国の法律や民事手続に干渉する意図は無い。

以上に述べたとおり、同じ英米法系の英国と米国でも、ASI の適用条件には違いがあり、さらに米国の各地域の連邦裁判所が適用する基準にも違いがある。米国の連邦裁判所の中には、「自由主義」モデルに基づき、外国訴訟が米国の国内訴訟にとって厄介で圧迫的である場合には、他国の裁判所の方が訴訟との関連要素が多いということを気にせず、ASI を容易に認めるところもある。このアプローチは、国際礼让原則に反するとして、批判を集めている。これに対し、「保守主義」モデルでは、ASI は、外国訴訟が米国の裁判所の管轄権を脅かし、又は外国訴訟の原告が米国の裁判所の重要な公共政策を回避しようとする場合に正当化され、ASI は、外国訴訟が苦痛や圧迫を引き起こすか否かとは無関係に発令される。実務上、「保守主義」モデルに立脚する裁判所が ASI を発令することはほとんどない²⁸。

²⁵ Emmanuel Gaillard, *Anti-suit Injunctions in International Arbitration* (IAI Seminar, Paris November 21, 2003) p.148.

²⁶ *Microsoft v. Motorola* 871 F.Supp.2d 1089, 1098-100 (W.D. Wash. 2012).

²⁷ *Ericsson Inc. v. Samsun Electronics Co., Ltd.*, No.2:20-CV-00380-JRG(E.D.Texas, Jan.1, 2021), 2021 WL 89980.

²⁸ 宋・前掲書。

3 インド

インドの裁判所が ASI に関して判断を示した事件としては、「Modi Entertainment Network 事件」の最高裁判所 2003 年 1 月 21 日判決²⁹と「Dinesh Singh Thakur 事件」(婚姻法上の紛争事件)の最高裁判所 2018 年 4 月 17 日判決³⁰等がある。これらの事件で裁判所が ASI に関して示した判断原則は、以下のとおりである。①差止命令の原則は、ASI の発令にも適用される。②ASI の発令は、基本的に、衡平法(エクイティ)によって導かれる。③当事者が外国の裁判所に訴訟を提起又は継続することを制限される場合、ASI を発令する権限は、慎重に行使しなければならない。④1963 年「特定救済法」411 条に列挙された阻害要因のいずれかが存在する場合、ASI は認められない。⑤ASI によって制限された被申立人は、インドの裁判所の管轄権に服従しなければならない。⑥ASI を拒否することは、正義の目的を破壊し、不公正を永続させることになる。⑦ASI を認める場合、国際礼讓原則を念頭に置く必要がある。

「IDC 対 Xiaomi 事件」での AASI 申立において、デリー高等裁判所は、AASI を発令することの審査基準につき、①外国の裁判所への影響はどの程度であるか、②回復不能な結果が引き起こされるかどうか、③国際礼讓原則を適用するかどうか、④管轄権が合理的であるかどうか、⑤憲法上の公平性と正義を満たしているかどうかであるとした³¹。その上で、当該事件について、以下のとおり判断した。

①インドの訴訟は、武漢市中級人民法院の訴訟事件への干渉とはならない。両訴訟の主張が同じであるか否かを検討すると、インドの訴訟における特許権者である IDC の主な主張は、Xiaomi による標準必須特許への侵害を阻止することであるが、武漢市中級人民法院は IDC の標準必須特許のライセンス料率の問題を審理している。Xiaomi が FRAND ライセンス料を支払うことで IDC の特許を実施できるようにすることは、特許侵害を解決するための代替手段にすぎず、特許侵害訴訟自体を無視したり、置き換えたりすることはできない。FRAND ライセンス料率を決定する観点から見ると、インドの訴訟は武漢市中級人民法院の裁判に実質的な干渉を与えることはない。

②AASI を発令しなければ、回復不能な損害を与える可能性がある。武漢市中級人民法院の ASI は世界的な影響があり、その範囲が広すぎる。武漢市中級人民法院の ASI による IDC の損失が計り知れないだけでなく、回復不能な損害を与えるおそれがある。

③国際礼讓原則の適用について検討すると、外国の裁判所によって発令された ASI が、本国の適正手続の原則に違反するとともに、当事者に不公正な結果をもたらす場合、国際礼讓原則が当事者の利益の公平性と正義を妨げるものであってはならない。さらに、属地主義の一般原則によれば、インドの裁判所のみがインドでの特許侵害訴訟の管轄権を有するのであって、武漢市中級人民法院が IDC に対して発令した ASI は、IDC の財産権を公然と違法に侵害することと同視される。武漢市中級人民法院の ASI が存続する場合、IDC は訴訟を継続することが禁止されるだけでなく、IDC の権利の侵害を審理する裁判所は世界中に存在しなくなる。これは、IDC にとって非常に不公平な結果をもたらす可能性がある。

²⁹ Modi Entertainment Network & Anr vs. WS. G. Cricket Pte. Ltd on 21 January, 2003[EB/OL].

<https://indiankanoon.org/doc/1857811/>

³⁰ Dinesh Singh Thakur vs. Sonal Thakur on 17 April, 2018 [EB/OL].

<https://indiankanoon.org/doc/25279730>

³¹ Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Xiaomi Corporation & Ors. on 9 October, 2020, In the high court of the court of Delhi

<https://www.ps chambers.com/case-brief/interdigital-technology-corporation-ors-v-xiaomi-corporation-ors/>

④管轄権の合理性について検討すると、IDC の権利は、インドの特許庁によって審査及び承認されたインドにおける特許権であり、原告である特許権者 IDC India の所在地はインドであり、中国に存在するのではない。本件被告である Xiaomi は中国に所在しており、本件の原告と被告は一部の取引しか行っていない可能性があるため、この特許侵害訴訟は、インドの裁判所だけで提訴することができ、他の法域では提訴できない。

⑤憲法上の要求について検討すると、法制度が追求する最高の価値は、公正と正義である。すべての裁判所は、当事者の権利行使を救済する義務がある。公正と正義は、インド憲法の前文に定められた目標であり、公正と正義を実現し、この目標の実現を促進することが裁判所の義務である。

4 シンガポール

シンガポールでは、ASI を申請するケースは 3 つの類型に分けられる。第 1 に、裁判管轄合意及び仲裁合意への違反のケースである。そのような合意違反があれば、裁判所は ASI を発令する可能性がある。第 2 に、被告に対する、強制的、抑圧的又は不当な訴訟行為があるケースである。第 3 に、訴訟手続の濫用を防止し、裁判所の管轄権を保護すべき理由があるケースである。

シンガポールで ASI の申請がなされた場合に、裁判所が調査する要素としては、①被告がシンガポール裁判所の管轄内にあるかどうか、②シンガポールの裁判所が当事者間の紛争を解決するための自然な裁判所 (natural court) であるかどうか、③外国での訴訟の進行が許可された場合、原告にとって不当に圧迫行為となるかどうか、④ASI により、被告が訴訟を提起する権利を奪われるかどうか、⑤外国での手続の開始が当事者間の合意に違反するかどうかという点がある³²。

シンガポールでも、ASI に関する実際の訴訟事件がある（「Hai Jiang 1401 Pte. Ltd. v Singapore Technologies Marine Ltd.事件」）³³。

III 大陸法系諸国

大陸法系諸国では、英米法系諸国に比べて、裁判官の裁量権にさまざまな制限がある。そのため、一般的に、大陸法系諸国の裁判官は、ASI に対して慎重な態度を有する傾向がある。とくに、自国の成文法において ASI の発令の根拠となる明文規定が無い場合、大陸法系諸国の裁判官が、ASI を発令する可能性は低い（ちなみに、日本法においては、「民事保全法」に基づき、日本の裁判所に「仮の地位を定める仮処分」としての訴訟差止命令 (ASI) を申し立てることも、理論上は可能と思われる）。

実際、大陸法系諸国は、従来、ASI を認めてこなかった。しかし、英米法系諸国で ASI が発令されるケースが増加するに従い、大陸法系諸国でも、徐々に ASI を発令する事案が増加してきた。とくに、標準必須特許紛争が世界中の裁判所で提訴されるようになり、国際的並行訴訟（国際訴訟競合）の事案が増加してくると、大陸法系諸国の裁判所でも、積極的に ASI を発令する国が多くなっている。

しかし、外国の裁判所が出した ASI に対しては、自国の管轄権を根拠とし、大陸法系諸国の方がより厳しい態度を持つ。外国の裁判所によって発令された ASI が自国の司法主権

³² Joel Tye Beng Le, Wei Xiang Joel Leow. Conflict of laws [J]. SAL Ann. Review, 2018 (273): p25-36.

³³ <https://arbitrationasia.rajahtannasia.com/anti-suit-injunctions-novel-singapore-judgment-on-third-party-reliance-on-exclusive-forum-clauses/>

を侵害していると認められる場合には、ドイツ及びフランス等の大陸法系諸国では、ASI を認めず、さらに AASI を発令することが少なくない。訴訟当事者が、相手方が自己に有利な法域で ASI を申請する可能性が高いと考える場合、相手方による ASI 申請を妨げる差止命令 (AASI) を申請することが考えられる。ASI と同様に、AASI は個々の当事者に対してのみ適用される。AASI が発令されると、訴訟当事者は裁判所に ASI を申請することは禁止される。前述のように、ASI は英米法系諸国でより頻繁に発令されるので、大陸法系諸国の裁判所は ASI を攻撃的であるとみなし、ASI に対抗するために、AASI を発令することが少なくない。

1 フランス

フランスでは、2002 年の「Banque Worms 事件」のパリ商事裁判所 (Tribunal de commerce de Paris) 2002 年 11 月 19 日判決がある³⁴。フランスの裁判所は、当事者が国外にある資産を執行することを禁止する破産訴訟において、ASI を発令した。

2004 年の「Stoltzenberg 事件」で、フランス最高裁判所は、資産凍結命令はフランスで執行できるが、ASI は裁判所の管轄権を侵害するので執行できないと判断した。フランス最高裁判所は、①ASI の申請が、ブリュッセル規則の範囲内に含まれないこと、及び②ASI が既存の契約上の義務 (裁判合意管轄又は仲裁合意の選択) を強制することのみを目的とすること、という 2 つの条件が満たされている場合にのみ、ASI を執行できると判断した³⁵。

知的財産権の分野で ASI が問題となった事案としては、「IPCom 対 Lenovo 事件」がある。第一審は、パリ裁判所の 2019 年 11 月 8 日判決であり、控訴審は、フランス控訴裁判所の 2020 年 3 月 3 日判決である³⁶。パリ裁判所は、フランスの裁判所が本事件の管轄権を有するとして、米国の裁判所が発令した ASI がフランスにおける権利侵害訴訟手続に関連し、又は Lenovo グループ会社によるフランス国内での不法行為に関するものである限り、直ちに取り下げよう求める AASI を発令した (なお、AASI に違反した場合、違反 1 件あたり及び不遵守 1 日あたり 20 万ユーロの罰金が科される)。控訴審も、パリ裁判所の判断を認めた³⁷。

2 ドイツ

ドイツの裁判所は、英米法系諸国がドイツの当事者に対して発令する ASI は、ドイツの裁判所の管轄権を侵害し、ドイツの司法主権を侵害するものであると判断する傾向がある。ドイツの裁判所は、一方の当事者の行為が他方の当事者に重大な損害を与え、一定期間重大なリスクをもたらす場合、又は専属管轄権を脅かす場合を除き、ASI を発令しない。ドイツ民事訴訟法 940 条 2 項に定める仮処分制度³⁸により、適時に司法保護を受けられない場合、

³⁴ Cass. 1re civ., 19 nov. 2002, n° 1630 FS PR, SA Banque Worms c/ Époux Brachot et autres

<https://www.labase-lextenso.fr/bulletin-joly-societes/JBS-2003-059>

³⁵ Civ. 1ère, 30 Juin 2004, pourvoi n° 07-03.248, Stolzenberg.

<https://www.labase-lextenso.fr/petites-affiches/PA200602402>

³⁶ <https://www.cours-appel.justice.fr/sites/default/files/2020-03/3%20March%202020%20ICCP-CA%20RG%201921426%20EN.pdf>

³⁷ <https://caselaw.4ipcouncil.com/jp/french-court-decisions/ipcom-v-lenovo-court-appeal-paris-rg-1921426>

³⁸ ドイツ民事訴訟法 940 条 2 項：重大な損害を回避するため、又は緊迫した暴力行為を防止するために、係争中の法的関係、特に継続中の法的関係の一時的な維持を提供する必要がある場合、裁判所は自由裁量により、仮処分を發布することができる。それは、相手方に一定の行為

権利者が重大な損害を被り又は危険にさらされる場合、裁判所は、当事者の申請に応じて、一時的処分を認めることができる。ドイツの裁判所が ASI を発令する法的根拠は、ドイツ民法 823 条 1 項³⁹及び 826 条⁴⁰によって保護される当事者の利益に由来する。

近年は、ドイツで、AASI が相次いで発令されるようになった。2019 年 3 月、ミュンヘン高等裁判所が「Nokia 対 Daimler 事件」を審理した際、Daimler のサプライヤーである Continental が Nokia を米国のカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提訴するとともに、ASI を申請した。これに対し、ドイツのミュンヘン地方裁判所は、Nokia の申請により、AASI を発令し、コンチネンタルに対し ASI の申請を直ちに取り下げるよう要求した。コンチネンタルは控訴したが、ミュンヘン高等裁判所は、控訴を棄却し、地方裁判所が発令した AASI を維持した⁴¹。

また、「IDC 対 Xiaomi 事件」においても、ミュンヘン高等裁判所は、2021 年 1 月 28 日、Xiaomi に対する AASI の発令を認めた⁴²。本件において、ミュンヘン高等裁判所は、以下の理由を挙げた⁴³。即ち、武漢市中級人民法院による ASI は、特許権者の法的地位に対する違法な干渉にあたる。ドイツの訴訟における両当事者の利益を考慮して、ASI を発令することが当事者の訴権に与える影響を考慮する必要がある。武漢市中級人民法院による ASI の継続的適用により、IDC は、予期せぬ期間、ドイツでの特許権と訴権を完全に行使することができなくなる。さもなければ、IDC は、中国において、重い罰則、不当な扱いや制限を受けることになる。ドイツの裁判所が AASI を発令しなければ、IDC は中国の ASI に対し異議を申し立てる有効な手段を失うことになる。さらに、ドイツの法律によれば、ドイツの AASI が承認された場合、Xiaomi は武漢市中級人民法院の ASI を解除する義務があるが、ASI の解除は、中国でのグローバル FRAND ライセンス料に関する司法手続には影響しない。AASI が認められた後も、IDC は引き続きドイツで標準必須特許に関する損害賠償を主張することができ、Xiaomi もその時点で無効又は無効審判中の特許に対して異議を申し立てることができる。異議が申し立てられた場合、特許非侵害の抗弁、訴訟の一時停止の可能性はある。

IV 欧州連合 (EU)

前述したとおり、ASI は、英国を発祥とする一方当事者による訴権の濫用を制限するための制度であり、英米法系の国では、管轄権の行使の自由裁量性を反映して一般的に適用されてきた。大陸法系である EU 加盟国は、自由裁量権の濫用を恐れて、司法管轄権の行使について立法者に委ね、司法機関に認められる裁量権を大きく制限してきた。このことは、1968 年 9 月 21 日にブリュッセルで EC が採択した「民事及び商事に関する裁判管轄及び判決の執行に関する条約」(以下「ブリュッセル条約」という)の策定に表れている。ブリュッセル

を禁止するなどの行為が含まれることに限定されるものではなく、原則として、相手方の反証により取り消されることはない。緊急の場合、口頭弁論なしに決定を下すことができる。

³⁹ ドイツ民法 823 条 1 項：故意又は過失により、他人の生命、身体、健康、自由、所有権又はその他の権利を侵害した者は、他人によって生じた損害を賠償する責任を負う。

⁴⁰ ドイツ民法 826 条：公序良俗又は慣習に反して故意に他人に危害を加えた者は、損害賠償責任を負う。

⁴¹ <https://caselaw.4ipcouncil.com/jp/german-court-decisions/olg-munich-higher-district-court/continental-v-nokia>

⁴² https://www.sohu.com/a/470372715_120756317

⁴³ GRUR. 2020,379,paras.51,68 et seq.

ル条約は、もともと大陸法系の国によって締結されたため、大陸法系諸国の法制度の影響を強く受けている。一方では具体的なルールの予測可能性、他方では外国訴訟への干渉となることから、ASI は拒否されることになった。しかし、科学技術の急速な発展に伴い、標準必須特許ライセンス紛争は国家産業の発展に大きな影響を与え、もともと英米法系諸国で適用されてきた ASI が、次第にドイツ、フランス等の大陸法系諸国においても頻繁に利用されるようになった。ASI は、もはや英米法系諸国の裁判所だけで適用されるものではない⁴⁴。

2001 年に公表された欧州連合の「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認と執行に関する理事会規則」（以下「ブリュッセル I 規則」という）の 27 条によると、EU 加盟国の裁判所が手続を開始すると、EU 内の他のすべての国の裁判所は、並行訴訟に対する管轄権を拒否しなければならない。したがって、加盟国の裁判所が発令する ASI は、外国裁判所の管轄権に対する容認できない干渉を構成し、ブリュッセル I 規則に違反する。

「Turner v. Grovit 事件」において、欧州司法裁判所は、2004 年 4 月 27 日、ASI を発令することに反対する判決を下した⁴⁵。主な理由は、以下のとおりである。加盟国は平等であり、互いに信頼しており、圧倒的な支配的地位はないのであり、原則として、ブリュッセル条約により、一方の締約国の裁判所に、他の締約国の裁判所の管轄権を審査する権限は認められていない。ブリュッセル条約は加盟国間の並行訴訟の ASI を認めておらず、「最初の裁判所の原則」に従って管轄権競合問題を解決すべきである⁴⁶。

現在までに、EU における ASI に対する制限は弱まり、上記 27 条は仲裁手続には適用されないと解釈されている。また、2012 年に EU は「ブリュッセル I 規則」を改訂し、2015 年に新しい規則が公表された。2015 年の規則では、上記 27 条（2012 年改正で 29 条となった）は仲裁には適用されないことが明確に述べられている⁴⁷。

しかし、ASI の問題は、EU 加盟国だけの問題ではなく、グローバルな問題である。EU の規則だけで、EU 非加盟国とのグローバルな問題を解決することはできない。

V 中国

1 中国の禁訴令の概要

中国における禁訴令は、「行為保全」措置の一種であり、法律上の根拠は、主に民事訴訟法 103 条、104 条である。民事訴訟法 103 条の定める措置は「訴訟保全」と呼ばれ、主に判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害を予防するための保全措置である。これに対して、民事訴訟法 104 条の定める措置は「訴訟前保全」と呼ばれ、緊急状況によって利害関係者が回復不能な損害を受けることを予防するための保全措置である。「訴訟保全」と「訴訟前保全」の概要は、表 2 のとおりである。

表 2 : 「訴訟保全」と「訴訟前保全」の概要

	訴訟保全	訴訟前保全
法律規定	民事訴訟法 103 条	民事訴訟法 104 条
申請主体	当事者が申請し、又は人民法院が	利害関係者が申請する

⁴⁴ 宋・前掲書。

⁴⁵ <https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&num=C-159/02>

⁴⁶ <http://www7a.biglobe.ne.jp/~ando/Grovit.pdf>

⁴⁷ Myron N R Phua, Serena S Y Le. Anti-Suit Injunctions: Enforcing arbitration agreements in the EU: Analytical Failings after Gazprom and the Brussels (Recast). Cambridge Law Review, 2017(12):12-45.

	職権により適用する	
申請期間	訴訟提起の受理後	訴訟提起の前 30 日以内
適用要件	判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害をもたらすこと	緊急状況により、利害関係者が直ちに保全を申し立てなければ、回復し難い損害を受けること
担保提供の要否	法院が担保提供を要求した場合は必要	必要
判断の所要時間	緊急状況の場合は 48 時間以内	48 時間以内

中国の「禁訴令」は、従前から民事訴訟法に規定されている「行為保全」（日本法でいう仮処分）の一適用例にすぎず、決して、中国の政府や法院が外国企業による標準必須特許訴訟に対抗するために生み出した新しい制度というわけではない。行為保全の命令に従わない者は、過料を課される可能性があり（個人の場合は 10 万元以下、法人の場合は 5 万元～100 万元）、また、主管者又は直接責任者が拘留される可能性がある（民事訴訟法 114 条、118 条）。情状が重い場合、主管者又は直接責任者に対し、さらに刑事罰（7 年以下の有期懲役、拘留、罰金）が科される可能性もある（刑法 313 条）ので、注意が必要である。

前述したとおり、中国における禁訴令は、行為保全の一適用例である。中国における禁訴令の最初の事案は、「海事法」に関する行為保全紛争事案であった。最近は、「Huawei 対 Conversant 事件」、「Xiaomi 対 IDC 事件」、「Samsung 対 Ericsson 事件」というように、標準必須特許に関する国際的な紛争事案において、次から次へと禁訴令が申し立てられ、適用される事案が増加している。

その代表的な事案として、「Huawei 対 Conversant 事件」を挙げることができる。本事件の 2020 年 8 月 28 日付け最高人民法院の裁定（(2019) 最高法知民終 732、733、734 号の 1）の結論は、①Conversant は、最高人民法院が上訴事件につき終審判決を下す前に、2020 年 8 月 27 日にドイツのデュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき執行を申し立ててはならない、②本裁定に違反した場合、違反した日から 1 日あたり 100 万人民币の過料（法定の上限額）に処し、日数で積算する、というものである。最高人民法院の上記裁定の理由の要旨は、表 3 のとおりである。

表 3 : 「Huawei 対 Conversant 事件」最高人民法院の裁定の理由の要旨

①外国裁判所による判決の執行申立を禁止する行為保全措置の申立については、(a)被申立人が外国裁判所による判決の執行を申し立てることの中国における訴訟に与える影響、(b)行為保全措置を採ることが確かに必要であるか否か、(c)行為保全措置を採らないことにより申立人が被る損害が、行為保全措置を採ることにより被申立人が被る損害を超えるか否か、(d)行為保全措置を採ることは公共の利益を害するか否か、及び(e)行為保全措置を採ることが国際礼讓の原則に合致するか否か、という 5 つの点を考慮して総合的に判断する。
②本件では、デュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき Conversant による執行申立を認めると、Huawei は、ドイツ市場からの撤退、又は高額の許諾料を受け入れるしかなく、Huawei の事後的な救済は不可能となる。
③また、本件では、中国での提訴の受理の方がドイツよりも早かった等の事情もある。

表3に記載の理由からわかるとおり、中国における禁訴令においては、「提訴のタイムイングの前後関係」は判断基準とはされていないことに留意されたい。

中国における禁訴令に違反した場合の罰則は、1日あたり100万人民元であり高額となっているが、欧米諸国でも同様である。例えば、米国は1億円、フランスは2,700万円等、他の国でもかなり高額となっている。

2 中国の禁訴令に対するEUのWTO紛争解決手続申立について

以上のことをふまえ、EUが中国の禁訴令についてWTO紛争解決手続を申し立て、紛争処理小委員会（パネル）の設置を要請した件について付言する。

前述したとおり、ASIは、米国・英国・ドイツ等の裁判所が従来から数多く発令してきた。EUのTRIP協定違反の主張は妥当なものといえるのか、中国の禁訴令とEU加盟国のASIはどこが違うのか（その「違うところ」が本当にTRIPS協定違反といえるのか）、EUの全ての加盟国においてASIの決定書は公開されているのか、それにEUがWTO紛争解決手続を開始したことがブーメランとなって返ってこないか等が問題となる。

もし、中国の禁訴令を否定したとしても、根本的な問題解決には繋がらない。即ち、並行訴訟・国際訴訟競合の問題は、禁訴令を否定したとしても、残ったままとなる。実際には、標準必須特許に関するほとんどの禁訴令の紛争事案においては、両当事者が「和解」することによって一応の解決が図られているだけである。

また、松下満雄氏（東京大学名誉教授・元WTO上級委員）の見解によると、「中国の禁訴令を含めて禁訴令の本質は保全処分である。従って、禁訴令の発令それ自体が直ちにWTO協定に違反するとは考えられないが、要はそれが適用される態様によりその濫用が行われたかどうかを巡るケース・バイ・ケースの問題となる」とのことである⁴⁸。ということは、ASI（禁訴令）の制度の単純な比較ではなく、實際上、濫用といえるような運用が行われているかどうか問われることになり、現時点で結論を見通すことは困難と思われる。

VI おわりに

上述のとおり、ASI（禁訴令）の制度は、近世の英国に淵源を有し、英米法系国家で一般的に適用されているが、近時は、大陸法系国家においても適用事例が増加しつつある。ASI（禁訴令）の制度・法的根拠・要件・効果等は、国によりさまざまである。英米法系である英国と米国の間でも異なるし、米国内でも地域により異なる。ましてや、中国の禁訴令の制度が、英米のASIと異なるものであることは当然である。しばしば、中国の禁訴令に対して、英米のASIと異なることを理由とする批判をする論者も見受けられるが、国によって制度の内容が異なるのは当然であり、批判はあたらない。現在の国際社会では、世界のどの国でもASI（禁訴令）が発令されるおそれがあるため、日本企業・日系企業としては、各国におけるASI（禁訴令）の制度・判例等について、日頃からよく研究しておく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.15897』（経済産業調査会、2023年、原題は「中国知財の最新動向 第37回 中国及び世界の主要国における Anti-Suit Injunction（訴訟差止命令、禁訴令）の概要」）。

⁴⁸ 松下満雄著「米国の外国訴訟差止命令／その通商法上の意義」（『国際商事法務 Vol.50, No.10』（国際商事法研究所、2022年）所収）1258～1259頁。

※ 免責事項：本稿は、中国の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。